

平成 27 年第 2 回定例会 環境農政常任委員会

平成 27 年 7 月 1 日

西村委員

県のたよりの 7 月号に当常任委員会が関わるものが大きく掲載されております。まずはそのうちの一つ、PM2.5 対策で県が方向性を示しました ORVR 車について伺ってまいりたいと思います。既に質問が出ておりますので、背景などは割愛をさせていただきながら、その質問の答えに沿って、またより深めていけたらというふうに思っております。

欧米では既にこういった対策が取られている。ヨーロッパではガソリンスタンドで対応をしている、そして米国では ORVR 車の普及ということで対応を取っているということだったのですが、この ORVR 車が導入されている米国の状況はどういったものなのか、まず伺いたいと思います。

大気水質課長

ガソリンベーパー対策には自動車側の対策とガソリンスタンド側の対策というのがありまして、アメリカでは ORVR 車が既に導入されているということですが、これは法令により 1998 年からアメリカでは段階的に導入され、2006 年以降は全新車が ORVR 車となっているというふうに伺っております。

なお、アメリカでは当初はガソリンスタンドでの回収を義務付けていましたが、途中で方針転換いたしまして、現在では ORVR 車での回収を義務付けている、こういった状況でございます。

西村委員

当初はガソリンスタンドだったものの方向性が変わったという背景は、どうということなのでしょうか。

大気水質課長

まず、これまでの経緯を私どもも勉強させていただいたのですが、アメリカでは 1994 年以降、一定の基準を満たさない地域のガソリンスタンドについてガソリンスタンド側の対策を求めてきたということなのですが、1998 年にこの ORVR 車の導入が始まったところ、結局ガソリンスタンドで回収するのと ORVR と機能が、だぶるわけです。ORVR 車の方が幅広く回収できるということで、だんだん不要になったということで、2006 年以降は乗用車、小型トラックの全新車に ORVR 装置が搭載されるようになったというふうに伺っております。

西村委員

2006 年以降、全部の新車に ORVR 大型回収装置が搭載をされているということは、日本車で輸出する場合もこれは搭載されているのでしょうか。

大気水質課長

日本からアメリカに輸出される車についても ORVR が搭載されるというふうに伺っておりますが、あと現地生産の日本車、日本のメーカーで現地生産しているところもございますので、そういうところは現地で ORVR の仕様になっているというふうに伺っております。

西村委員

日本で作って輸出するタイプの車というのは、先ほど、後付けは難しいとい

うふうにおっしゃっていたので、おのずと同じ車種であっても製造ラインが異なるということなののでしょうか。

大気水質課長

そのように承知しております。

西村委員

それでは、ORVR車の効果については実は県の方で実証実験を行ったというふうには伺ったのですが、その内容について教えてください。

大気水質課長

本県では昨年の9月に、ORVR車と普通車の給油時におけるガソリンペーパーの大气への放出状況の比較調査を行っております。車の東西南北の4方向の周辺環境をORVRと普通車とで比べた実証実験です。4方向の濃度の平均値になりますが、ORVR車は0.3ppm、これに対して普通車は11.9ppmというふうに、かなり効果に差があった部分です。また、調査に立ち会った職員によりますと、ORVR車への給油時は、ガソリンスタンドで給油するときにつんと来る、ああいった臭いは全く感じなかったということなのですが、普通車に給油を始めた途端に臭いがしたということで、感覚的ではありますが体感としても感じられるというふうには伺っております。

西村委員

大変大きな効果なのかというふうに今、実感して伺っておりましたけれども、県は国に対してORVR車の義務付けを要望しているということで理解しているのですけれども、県が独自に義務付けなどの規制をするというようなことは考えられないものなののでしょうか。

大気水質課長

PM2.5や光化学オキシダントの環境基準の達成状況は全国的に厳しい状況がございますので、ガソリンペーパー対策は、例えば神奈川といった特定の地域に求められるものではなく、全国規模の課題であるというふうに私どもは認識しております。また、特定の地域におけるORVR車の義務付け、例えば神奈川で売られる車だけORVR車にしてくださいとした場合に、自動車の構造設計の面で対応に非常に困難を伴うと思われまます。こうしたことから、県が独自に規制するのではなく、国の法制度化によって一律に対応していただくのが妥当であると考えております。

西村委員

もちろん全体的に一気に推し進めるというのが妥当な方法であるというのは理解をしているのですが、先ほど、製造ラインが違った車をアメリカに輸出する場合はORVR回収装置が掲載されているであろうということだった。それを販売してもらって、それに乗ること自体、問題はないのですか。

大気水質課長

車を販売する上で、法律的に構造基準というのがあるということなので、日本でORVR用の回収タンクを積んだ車が走るためには、法改正も、法律的な基準の改正も必要ということでは伺っておりますので、今すぐに、アメリカで売っているからといってそのまま日本の道を走れるかということ、そう簡単ではないと伺っております。

西村委員

なかなか難しい問題というか、壁があるように実感もいたしました。やはり国がしっかりと対応を決定していただかないと、このORVR車の普及自体も進まないのだということを改めて認識をしたところです。当該事業を展開することで、県民の理解促進とともに、もちろん国をしっかりと説得していただく、そしてまた、先ほど製造ラインが異なるという話がありましたけれども、企業の協力というのも大きくなっていくというふうに思います。様々な方向から展開をしていただけるよう要望いたしまして、この質問を終わります。

もう一つ、県のたよりに、美しい花が載っておりました。県立フラワーセンターでございます。たくさんの方に来ていただくにふさわしい場所で、しかもハスの花ですから、早朝から開園をしてくださるということで、従事をされている方々の思いが伝わるような気がいたします。もう既に質問が出ておりますけれども、私からも幾つか、ここまでの質疑も踏まえた上で伺っていきたいと思います。

フラワーセンター大船植物園のような文化的施設の設置については、県をはじめとした公共が深く関わっているわけですが、今回、植物園機能を維持することを前提としたことは適切であったというふうに考えるのですが、植物園機能を維持することとした理由について、まず伺います。

農政課長

フラワーセンター大船植物園は開園して50年以上が経過し、知名度もそれなりに高く、県民が植物に親しむ施設として深く浸透しているというふうに考えてございます。また、高齢者や家族連れその他、近隣の幼稚園、保育園、小中学校の教育施設等が遠足やレクリエーションの場として活用するなど、毎年多くの皆さんに御利用いただいております。その他、展示協力団体として菊花連盟、盆栽連盟など、県内の植物愛好団体の皆様が展示の場として活用されているという状況がございます。このような状況を踏まえて、植物園機能を維持することを前提に検討をすることとしたものでございます。

西村委員

そこまで深く県民に愛され浸透してきた建物であるのであれば、まずは県立施設として収支改善を図ると、その次に、その方途の一つとして指定管理者制度の導入を検討しようという順番なのではないのかというふうに思うのですが、どうして地元鎌倉市や民間への移譲を優先して検討することになったのかを伺います。

農政課長

危機的状況にある県財政に対応するため、全ての事務、事業をゼロベースで見直すということで緊急財政対策がスタートがしてございます。フラワーセンターをはじめとする県民利用施設の検討に当たりましては、まずは施設の廃止、次に市や民間への移譲、指定管理者制度などの民間活力の導入、現行運営の継続投入改善という、この順番で検討するというので全体の整理がされてございます。フラワーセンターにつきましても、市への移譲ということで、地域性を生かしたサービスの効果も見込まれること、また民間への移譲により民間ノウハウを生かしたサービスの提供、効率的な施設運営も期待できるということ

を理由に、まずは移譲を含めた検討として、地元鎌倉市、民間への移譲について、優先的に検討を行っているという状況でございます。

西村委員

どうやら緊急財政対策の考え方自体が、順番が逆と言ったらおかしいですけども、厳しいところから検討していこうという体制であったが故のこれまでの流れだったということは、一応理解をいたしました。

さて、先ほどの質疑の中で、今後は、例えば駅に近いという立地条件とかいろいろな魅力をより発信をしていくとともに、もう一つ、効率的な運営を図っていくという言い方をされたのですが、具体的に効率的な運営とはどういうことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

農政課長

まずは、先ほどから何回かお話をさせていただいていますが、フラワーセンター大船植物園の今の植物園機能をもう一度、今後のフラワーセンターの今の強みですとか今の社会情勢の動き、流れとか、そういうものを踏まえた上で、今後どのように整備、見直しをしていくのか、その見直しをする過程で、今やっているところを少し整理するという含めて、運営の効率化ということを行うべきであろうかと思っております。また、民間の活力を導入することで、県ではできないフレキシブルな運営をすることによって効率的な運営も可能になることが考えられるというふうに思っております。

西村委員

民間の活力が有効に活用できれば良いですが、民間移譲で民間がお引き受けにならなかったわけですね。そんな中で今、指定管理者という話が出てきた。これを陳情者の方々は不安がっているのではないかと思うのです。今後、植物園を愛してくださる方々、あるいは陳情の声を上げてくださった方々に対峙をし、この辺りを説明していくのかというのが大きなポイントかというふうに思っております。

それと、もう一つ気になったのが、今後、高齢者が増えてくるので利用者が増えてくるというふうにおっしゃっていたのですけれども、それで収支が改善をするという考え方だと、現行の入園料だと高齢者の方は100円ですね、ということはその数が3倍来なければ元が取れないという単純計算になるのですが、その辺りはどう考えていらっしゃるのですか。

農政課長

運営の検討の中には、全体的な入園料の在り方、どのような方々にどう御負担をしていただくのかということは考えていく必要があるのかと思っております。その中で、今の料金体系なども総合的に検討をしていきたいと考えてございます。

西村委員

単純に計算しても、現在、年間の利用者の方と、それから収支でいわば赤字となっているものを計算すると、お一人の入園料が1,500円ぐらいになってしまうという計算になってしまうわけで、今とても厳しいということは大変理解をしているところなのですが、そんな中でお声が上がっているということの双方をしっかりと捉えた上で進めていかなければいけないと改めて実感をしてい

ます。

そこで、確認をさせてください。今後の方向性ですが、民間移譲を諦めて指定管理に決めたということによろしいですか。

農政課長

現時点で、民間移譲は容易ではないというふうには考えてございますが、まだ今段階で完全に否定はしているものではございません。そこで、民間移譲と並行して指定管理者制度の導入の可能性も検討した上で、総合的に方針を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

西村委員

他県の、他の地域の植物園は指定管理で運営されているところというのは結構あるものなのですか。

農政課長

公益社団法人日本植物園協会というのがございまして、そこに加盟している自治体が設置している植物園は、全国で46施設ございます。そのうち自治体が直接管理運営をしているのが6施設、指定管理者制度を導入している施設が40施設という状況でございます。

西村委員

このほどは陳情も出ています、要望も上がっています、直接にお声を伺うことも今後出てくるかと思えます。経済的な収支ということは十分理解をした上で、そのお声を聞いていると、やはり入園料が上がるのではないだろうか、あるいは管理がずさんになるのではないだろうか、そういう具体的な不安を抱えていらっしゃるならばこそその陳情であると思えますので、しっかりとそのお声を受け止めた上で、多くの方々に愛される大船植物園を継続していただけますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、神奈川県地球温暖化対策計画の改定について伺わせていただきたいと思えます。この地球温暖化対策は、CO₂を排出しないようにするのだ、ライフスタイルを変えていきましょうと言われていたのですが、広く老若男女、こういった知識あるいは意欲、姿勢を持っていただくことが重要だとは思う中で、やはり子供さんが子供の頃から環境教育によって身に付けることがとても大切ではないかと実感をしております。そこで、今回報告のあった神奈川県地球温暖化対策計画の改定に関して、環境教育という観点から何点か伺わせていただきます。

環境教育に関し、現在どのような取組を行っているのか伺います。

環境計画課長

県内の小中高等学校等に対しましては、豊富な知識、経験を有する県内の企業やNPOの方を講師としまして、環境エネルギーに関する実験などを交えた体験型授業を実施する、環境エネルギー学校派遣事業、こういったものを実施しております。また、教育委員会が指定をしている環境教育に特に力を入れている高校である環境教育実践校というのがございます。こちらでは環境対策に積極的に取り組んでいるような企業の現場を訪問していただく授業を実施しております。さらに今年度は、小中高等学校等における環境教育を実施するため、授業で使える動画の環境教育学習教材を教育委員会等と連携しながら作成し、

環境教育の充実を図っております。

西村委員

その教育委員会との連携というのは、どのように図っていらっしゃるのですか。

環境計画課長

教育委員会との連携につきましては、例えば、環境エネルギー学校派遣事業、そういった事業の実施に当たりましては、周知等を連携して行っておりますし、また、先ほどの学習教材の作成に当たりましては、編集委員会というものをつくっております。そちらの方には現場で環境教育等の教育の経験豊富な教育指導者といった方にも入っていただいて、実際の授業に合わせた形で教材が作れるように連携していこうとしています。

西村委員

地球温暖化問題というのは全ての主体が取り組む必要があるという意味では、学校以外の地域における環境学習も大切であるというふうに考えます。そこで、地域における環境学習の取組について教えてください。

環境計画課長

知事が委嘱し、地域で地球温暖化防止の普及啓発活動を行っている地球温暖化防止活動推進員、こういった方がいらっしゃいまして、これは公民館や学校を借りまして、自治会の方々を対象に環境学習を実施しております。また、環境科学センターが養成しております環境学習リーダーが、地域や学校などにおける環境保全活動、それから環境学習を実施しております。その他、県職員が講師として地域に派遣する神奈川環境出前講座を実施しております。地域においては多くの方々にボランティアベースで環境学習の推進を担っていただいています。

西村委員

この計画の改定を受けて、環境教育を今後どのように充実をさせていこうと考えていらっしゃいますか。

環境計画課長

児童・生徒に対しましては、環境への関心をより高めて、見て、聞いて、考える機会をつくれる体験型授業を行う環境エネルギー学校派遣事業や、現場を訪問していただく事業を引き続き実施してまいります。また、環境エネルギー学校派遣事業では企業、団体の方に講師になっていただいておりますが、学校の多様なニーズに答えられるように、協力を得る企業や団体の掘り起こし、それから学校とのマッチングに力を入れてまいりたいと考えております。また、学習教材につきましても、一度作ったら終わりということではなく、学校の活用状況を検証しながら、教育委員会と連携して内容の改善に努めるなど、実用的なものにしてまいります。さらに、地域における環境学習については、地球温暖化防止活動推進員の活動が鍵となりますので、推進員を対象とした研修の充実の支援に努めるなど、環境学習、教育の更なる充実を図ってまいります。

西村委員

環境問題について、知って、気づいて、行動する、こういう人材を育成していただきたいと思います。今回の計画改定を受けて、更に充実を図って

いただきたいと思ひますし、この地球温暖化対策なのですけれども、県民、企業、行政、全ての主体が関わってこそ推進をすると思ひます。少し外れるのですが、フロン排出抑制法が、新たに法改正されました、ここを何点か確認だけさせてください。

まず、旧フロン法が新たに改正されるに至った背景について教えていただけますか。

大気水質課長

まず、旧フロン法についてですが、フロン類はオゾン層を破壊し、また温暖化対策にも深刻な影響をもたらしますので、この大気中への排出を抑制しオゾン層保護及び地球温暖化防止を図ることを目的としてフロン法が定められ、平成14年4月1日に施行されてございます。具体的には、機器の廃棄時や整備時にフロン類が適正に回収され破壊が行われるよう、フロンの回収業者さんの登録制度、それと回収したフロン類の適切な破壊の実施等が定められておりました。これが旧フロン法、フロン回収破壊法でございます。

しかしながら、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率が3割程度と低迷していることに加えまして、国の推計ではこの冷凍空調機器からの使用時にも相当量が漏れいしているということが判明したということで、フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体を見据えた包括的な対応を促すため、このたびフロン排出抑制法として改正されたものでございます。

西村委員

かつてフロンガスというのはオゾンホールをつくると言われて、それが改良されていって、現在は温室効果がより、CO₂なんかよりもはるかに高いガスとなってしまったというのを伺いまして、このことを取り上げさせていただきました。4月1日から施行されているのだけれども、その対象者となる方々は果たしてこのことを知っているのでしょうか。規制対象と新たな規制内容について伺います。

大気水質課長

まず、今度のフロン排出抑制法は、業務用の冷凍空調機器を使うあらゆる分野の方々が対象となっております。まず、エアコンなどの製品の製造業者等、こちらの方々が環境影響度の低いフロン類を使うように転換していかなければいけない。また、業務用の冷凍空調機器を使っている方、ユーザーさんは、国が定める基準に基づいて管理する機器について点検等を実施しなければならぬというふうになります。また、さらにこのうち一定以上のフロン類を1年間に当たって漏れいさせた、これは算定するのですが、こういった方々は、その漏れい量を国に報告する仕組みになっています。この他、この冷凍空調機器を整備、廃棄等を行う事業者の方とかフロン類を充填、回収する方々、こういった方々にもそれぞれ役割がかかってくるということで、製造から使用、廃棄に至るあらゆる段階で対応が必要となっております。

西村委員

つまり、お肉屋さん、お魚屋さん、コンビニエンスストア、全てが該当するということなのですが、対象となる管理者は膨大な数になると思ひますけれども、県はその数を把握していらっしゃるでしょうか。

大気水質課長

正確には把握できておりません。まず、冷凍空調機器の点検の対象となる管理者については、業務用の冷蔵冷凍設備、空調設備を保有している方々が対象となるということで、まず、あらゆる業種にわたると考えられています。それと、この機器類もかなりの数でございます。ちなみに、環境省が公表している資料などによりますと、例えばビルとかオフィスなんかで使われているパッケージエアコンでいいますと、市場で稼働している台数が全国で1,000万台、この他にもいろいろな、今、委員御指摘のような、魚屋さんで使われているものとかたくさんあるわけですので、ちょっと正確な数は分かりませんが、相当な数に及ぶことは間違いないと思います。

県としては、国から提供される算定漏えい量を報告した管理者の情報などを活用いたしまして、フロン類を特に大量に扱っている事業者の方々を中心に適切に指導監督していきたいと考えているところでございます。

西村委員

指導監督も大変な作業になるかと思うのですが、ちなみにフロン排出抑制法に違反した場合の罰則はあるのですか。

大気水質課長

罰則はございます。フロン排出抑制法では、まず、機器の管理者が点検を行わず、点検をしてくださいという県の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金、また、機器の管理者が、大量に漏えいしている方々が算定漏えい量の報告を怠った場合は10万円以下の過料、この他にもいろいろな場面での罰則が規定されております。

西村委員

これからは、この事業者の方々にどれだけ周知、啓発を行っていくかということが重要なポイントになるかと思えます。法律の方はもう施行されていますが、ほとんどの方が御承知ない。県としては大変な重責になるかと思えますが、より多くの方々にこのことをお知らせいただいて、そしてまた環境問題に前向きに取り組んでいただけるような情勢をつくっていただけますよう要望いたしまして、質問を終わります。